

令和 5 年 7 月 14 日

飯塚市文化施設活用検討委員会委員長 様

飯塚市教育委員会



諮 問 書

飯塚市文化施設活用検討委員会規則（令和 4 年飯塚市教育委員会規則第 1 号）第 2 条の規定に基づき、貴委員会に意見を賜りたく下記のとおり諮問いたします。

記

1. 諮問事項

嘉穂劇場施設改修・管理運営計画の策定について

2. 諮問理由

本市では、令和 3 年 9 月に NPO 法人嘉穂劇場から贈与を受け現在休館中である嘉穂劇場について、令和 4 年 3 月に設置した附属機関（第 1 期飯塚市文化施設活用検討委員会）から令和 5 年 2 月に今後の嘉穂劇場のあり方についての答申が提出されました。嘉穂劇場の再開については市民からの期待も大きく、本市ではこの答申を受けて嘉穂劇場が早期に賑わいを取り戻すことができるよう、具体的な取り組みを確実に進めていくことが求められています。

このため、令和 5 年度には老朽化した施設への対応とともに劇場内空間や舞台周りを含む設備の改修等についての基本計画（「施設改修計画」）を策定するとともに、嘉穂劇場の管理運営の基本方針や事業計画、運営主体のあり方などを示す「管理運営計画」を一体的に策定することとしております。

嘉穂劇場を現代の劇場として演者や市民をはじめ多くの方々に利用される施設として再構築し、あわせて今後公の施設として管理していくための方針となる嘉穂劇場施設改修・管理運営計画の策定にあたり、貴委員会の意見を求めるものです。